

豊北福社会行動計画

職員が仕事と子育ての両立や、働きやすい職場環境の構築を図ることを目的とし、次世代育成支援や女性が活躍できるようにするために次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2 内容

「目標1」 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付等、諸制度の周知を行う。

〈対策〉 令和6年4月～

- ・制度に関する情報を職員へ掲示板及び広報誌により周知する
- ・男性も育児休業・介護休業を取得できることを周知し、管理職を対象とした研修の実施

「目標2」 職員のワークライフバランスの支援として、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する。

〈対策〉 令和6年4月～

- ・有給休暇の取得状況、時間外労働の把握
- ・計画的に有給休暇を取得できる環境設定への取組をする